

# 令和5年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

91

学 校 名	福岡県立鞍手高等学校
課程又は教育部門	全日制課程

## 1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第2条」

### 鞍高宣言

- 1 いじめを絶対に許しません。
- 2 人を思いやり、大切にする心であふれる学校にします。
- 3 鞍手高校を一人一人が必要とされ、輝ける場所とします。

(平成18年4月生徒会作成)

## 2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

- ・生徒総会や全校生徒集合時（オンライン集会を含む）の生徒全員による鞍高宣言（いじめ撲滅宣言）
- ・年間を通して、分団長を中心とした、学年縦割りの分団制にて学校行事を行っていくことで、同級生だけでなく、異なる学年の生徒間の心の絆も培っていく。
- ・人権教育HR活動においてはもちろん、特別活動や授業などのあらゆる学習活動の場で、人権意識を高め、他を尊重し、常に相手の立場を考えて行動ができる人権感覚を育成する。
- ・全校統一テーマを設定し、各分団の異学年グループによる交流やHR活動での討議を通して、多様な考え方につれるとともに、互いを認め合う心を育む。
- ・発達障がいや性同一性障がい等、きめ細やかな対応が必要な生徒について、教職員等へ正しい理解の促進を図る。
- ・1学期中間考査初日の放課後にいじめ防止のための職員研修を実施する。
- ・10月に公開授業週間を設け、「わかる授業」を展開できるよう、教師相互の授業評価を行う。
- ・いじめのない環境で部活動を実施するために、部室の使用方法や人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法について機会を捉え顧問が指導を行う。

### 3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

#### （1）基本的考え方

「いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識を持ち、いじめの早期発見・早期対応に努める。いじめの早期発見・早期対応は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。特に、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知し、的確な対応を講じることが必要である。

#### （2）いじめの早期発見のための措置

- ・毎学期のHR活動等における担任、副任によるガイダンスの実施
- ・いじめに関するアンケート（記名・無記名）や学校生活アンケートを月1回実施
- ・いじめ発見シートの実施  
(担任・副任→学年主任→人権教育課長→生徒指導主事→教頭→副校長→校長)
- ・保護者への「いじめ・体罰アンケート」「いじめ早期発見チェックリスト」の実施および配布
- ・「いじめ根絶リーフレット」の配布（1・2学期末）
- ・ハートフルボックス（悩み相談箱）の設置

### 4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

#### （1）基本的考え方

- ・いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条に基づき設置する教育支援・いじめ対策委員会を活用して行い、計画的・組織的、且つ迅速に対応する。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない生徒や心身の苦痛を感じていても、周囲の反対を恐れて、いじめられていることを表出できない生徒もいることに配慮し、個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応する。
- ・インターネットやSNS、スマートフォン・携帯電話を利用したいじめに対しても適切に対応する。
- ・被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。  
(その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。)
- ・教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し対応に当たる。
- ・基本方針が本校の実情に即しているかの点検を、生徒指導部を中心に適宜実施する。

#### （2）いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・いじめの疑いのある事案を把握した際は、管理職から県教育委員会へFAXで第一報を入れるとともに、職員間で情報の共有を図る。
- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。  
ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つ。  
(その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。)

- ・発見・通報を受けたり、いじめアンケート等から情報を得た教職員は一人で抱え込みず、学校における「教育支援・いじめ対策委員会」において直ちに情報を共有する。その後は、当該組織を中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・学校や学校の設置者が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守る。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに、所轄警察署に通報し、適切な支援を求める。
- ・部活動において顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。
- ・部活動指導員、非常勤講師等が部活動の指導を開始する前に本対応について周知する。

### **(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援**

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあるはず、「あなたが悪いのではない。」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、特別指導等を活用するなど、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れる必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により、判明した情報を適切に提供する。

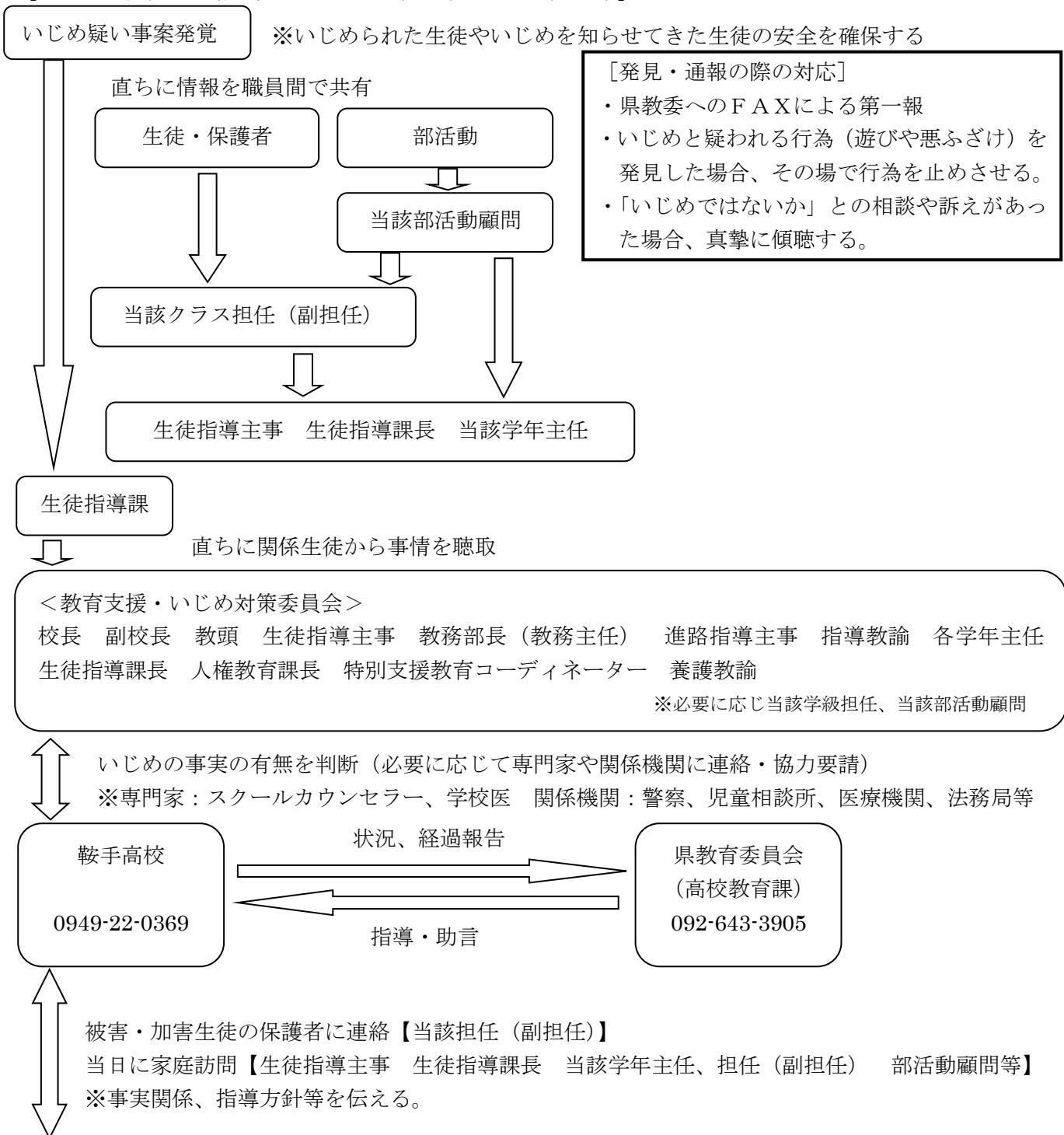
### **(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言**

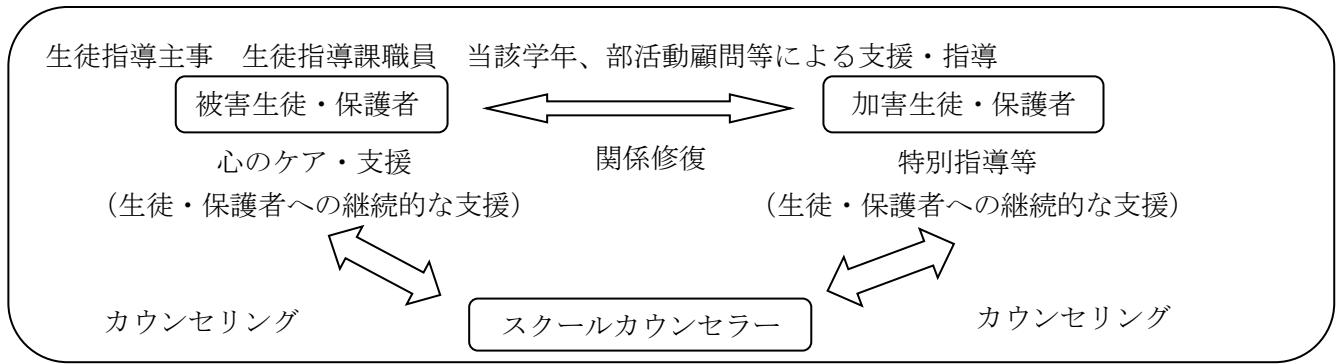
いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員と連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応が適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を与えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を与える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

## (5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、信頼できる大人に伝える勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で討議するなどして、いじめは絶対に許されない行為であることを認識させ、それを根絶しようという態度が育まれるような指導を心がける。いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるものである。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを推進していく。

### 【いじめの発見・通報を受けたときの対応（フローチャート）】





## (6) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じるとプロバイダは違法な情報発信停止や情報を削除できる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な支援を求める。早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、スマートフォン・携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

## (7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記2要件が満たされていることを教育支援・いじめ対策委員会で確認・協議した上で、校長が判断する。

## 5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

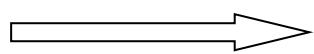
- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。
- 「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

### （1）重大事態の発生と調査

- ・重大事態が発生した場合、直ちに県教育委員会を通じて、知事へ重大事態が発生した旨を報告する。
- ・事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・県教育委員会は、学校からの報告を受け、調査主体や調査組織について判断する。
- ・学校が調査主体となる場合であっても、第28条第3項に基づき、県教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。
- ・調査の際には、当該重大事態の因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を明確にすることに努める。
- ・学校は、調査主体とならなかった場合、資料を提供するなど、積極的に調査に協力しなければならない。

### 【重大事態が発生したときの対応の流れ（フローチャート）】

いじめ発見・通報



生徒指導部（生徒指導課・人権教育課）

P 4 【いじめの発見・通報を受けたときの対応（フローチャート）】を参照



関係生徒への事情聴取

<教育支援・いじめ対策委員会>

校長 副校長 教頭 生徒指導主事 教務部長（教務主任） 進路指導主事 指導教諭  
各学年主任 生徒指導課長 人権教育課長 特別支援教育コーディネーター  
養護教諭

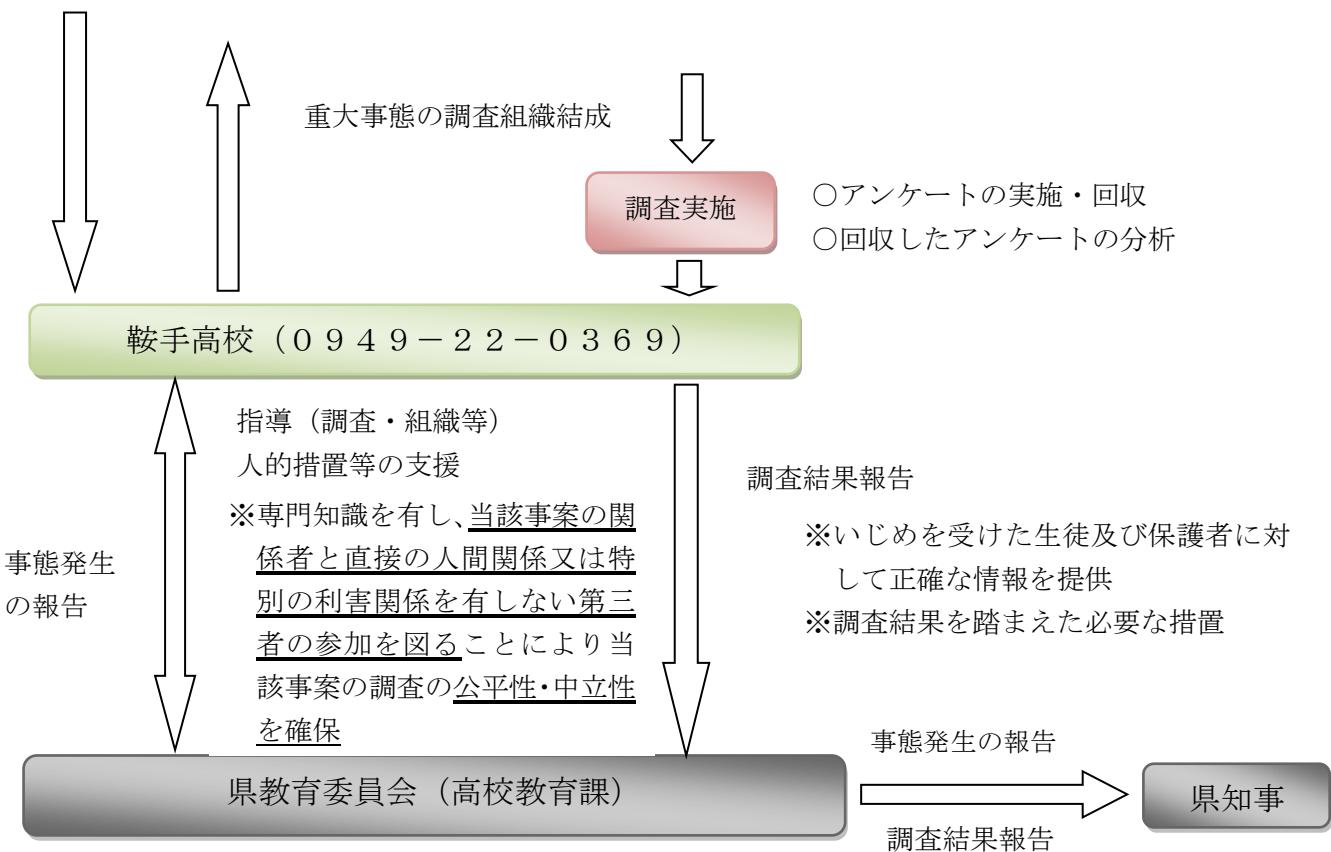
重大事態と判断

教育支援・いじめ対策委員会

専門家

- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソポーター
- ・学校医

第三者



## (2) 調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

学校の設置者又は学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ちその旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

② 調査結果の報告

調査結果について、県教育委員会を通じて知事に報告する。①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて県教育委員会を通じて、知事に送付する。その調査結果には、防止策・保護者所見を付記する。

## 6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 教育支援・いじめ対策委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

学校の設置者又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設けることとされている。学校が調査の主体となる場合、「いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。（この際、因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。）この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。また、第28条の調査を実りあるものにするためには、学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要であり、学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組むように努める。

## 7 学校評価

学校の「いじめ防止基本方針」に基づく取組については、以下の項目と達成目標を設定し学校自己評価で評価するとともに、学校のホームページを活用して評価結果を公表する。また生徒の意見については、本校で行われる生徒アンケート等に、いじめ問題に関する項目を設定し確認する。

<評価項目と達成目標>

- いじめを許さない環境づくりに係る取組→生徒会行事における鞍高宣言の確認
- 早期発見・事案対処のマニュアルの実効→いじめ問題対応マニュアルの見直しと周知
- 定期的・必要に応じたアンケートの実施→アンケートの実施と回答の丹念な点検
- 個人面談・保護者面談の実施→面談の実施といじめ等の有無や心配なことの確認
- 校内研修の実施→早期の職員研修における「学校いじめ防止基本方針」の確認

これらの評価結果については、いじめ対策委員会や学校関係者評価委員会で確認し、評価項目や達成目標の妥当性と必要な改善策について議論するとともに、生徒・保護者からの意見を参考にしながら、P D C Aサイクルに基づいて「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直しを行うものとする。